

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.007

処 分 名	都市公園の使用料・占用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、都市公園における、公園管理者以外の公園施設の設置、占用許可、行為許可等の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市都市公園条例（平成 17 年条例第 150 号）第 15 条 春日部市都市公園条例施行規則（平成 17 年規則第 62 号）第 7 条
審 査 基 準	<p>○次のいずれかに該当する場合、減額又は免除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 責に帰さない理由によって、これらの許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合 ・ その他特別の理由があると認める場合 ・ 市長が公用又は公益上特に必要があると認める場合 <p>○減額又は免除の区分は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 ・ 春日部市立小・中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 ・ その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所 2 階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市都市公園条例

(使用料等の減免)

第15条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料の公園施設を使用する者の責に帰さない理由によって、これらの許可に係る行為又は使用をすることができなくなった場合その他特別の理由があると認める場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長が公用又は公益上特に必要があると認める場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市都市公園条例施行規則

(使用料等の減免)

第7条 条例第15条の規定による使用料等の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小・中学校の児童又は生徒及びこれらの引率者が、学校教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。